

平成29年度 別海町職員(資格職)採用試験実施のお知らせ

1 試験区分および採用予定人数

理学療法士または作業療法士 1名

2 受験資格

理学療法士または作業療法士の資格を有し、昭和62年4月2日以降に生まれた方

※日本の国籍を有しない方または地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

3 採用予定日

平成29年10月1日

4 試験日等

面接試験を実施しますが、試験日は決定次第、応募者に連絡します。

5 応募方法、受付締切

指定履歴書（写真貼付）および資格証の写しを9月8日(金)午後5時までに役場総務部総務課人事厚生担当へ提出してください。

※指定履歴書は役場総務課にお問い合わせください。（町ホームページからダウンロードも可能です。）

詳細、ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

■申込み・問合せ

別海町役場総務部総務課人事厚生担当

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地

TEL0153-75-2111（内線2114）

町道民税は 特別徴収で 納めましょう

町道民税の特別徴収とは

町道民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が納税義務者である給与所得者（従業員）に代わり、毎月支払う給与から町道民税を徴収し、各従業員が居住している市町村に納入する制度です。

特別徴収のメリット

■従業員の方

- ・1回当たりの納付額が少なくなります。
1年分の納税が12回に分けられ、普通徴収（年3回）に比べて納めやすくなります。
- ・金融機関等へ納税に出向く手間がかかりません。
毎月の給与から天引きされますので納め忘れがなく、滞納や納税証明が発行できないことを防ぐことができます。

■事業主の方

- ・所得税のように税額を計算したり年末調整をする必要がありません。
税額の計算は町が行い、従業員ごとの町道民税額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、合計額を翌月10日までに金融機関等で納めていただくことになります。

問合せ／課税担当（内線1111）

納期内納税の重要性について

町税にはどの税目にも納期限があり、その納期限内に納めるのが納税の基本的なあり方です。理由を問わず、納期限内に納付されなかった町税は「滞納」となり、法律に基づき納期限後20日以内に督促状が發送されます。滞納は、努めて納期限内に納税している大多数の納税者との公平性を欠く行為ですので、納期限内に納税できない事情がある場合は、必ず下記担当へご相談ください。

本年度の 債権調査・差押件数

■債権の調査 2,921件

■債権の差押 45件

（平成29年7月末現在）

相談が無いままの滞納は調査及び差押えの対象となります

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）FAX 75-2773



北海道日本ハムファイターズを応援しよう



「ファイターズガールイベント・応援大使グッズ抽選会in産業祭」について

9月16日、17日に開催される第48回別海町産業祭の2日目に、「FIGHTERS GIRL ダンスショー」と「応援大使グッズ抽選会」を行います。ファイターズガールのダンスを目の前で見られる貴重な機会をお見逃しなく。

また、応援グッズ抽選会では豪華景品を多数取り揃えております。

北海道日本ハムファイターズファンの方はもちろん、子どもから大人まで楽しめる内容となっていますのでぜひご参加ください。

- FIGHTERS GIRL ダンスショー
9月17日(日) 午後0時45分から(予定)
- 応援大使グッズ抽選会
9月17日(日) 午後2時30分から(予定)
※抽選券の配布について
場所 産業祭会場内応援大使特設ブース
時間 17日(日) 午前10時から
先着400名限定(予定)

応援大使応援観戦バスツアーを開催しました

1 釧路市民球場

7月25日(火)に釧路市民球場で開催された、北海道日本ハムファイターズvs千葉ロッテマリーンズの試合において、応援大使応援観戦バスツアーを実施しました。



ツアーには、町民28名が参加し、北海道日本ハムファイターズの選手に熱いエールを送りました。皆さんの熱い応援で球場全体が盛り上がり、素晴らしいバスツアーとなりました。

2 札幌ドーム

8月6日(日)に札幌ドームで開催された、北海道日本ハムファイターズvsオリックス・バファローズの試合において、1泊2日の応援大使応援観戦バスツアーを実施しました。



応援大使である中島卓也選手、上沢直之選手との記念撮影では、選手から握手していただく場面もあり、参加者からは歓声が上がりました。

また、試合後には、北海道日本ハムファイターズ主催の花火大会が開催されるなど、充実したツアーとなりました。
問合せ／企画振興担当(内線2213・2214)

平成29年 就業構造基本調査を実施します



○総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

○この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。

○調査の対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約52万世帯です。(全世帯対象の調査ではありません。)

○9月中旬以降、調査員が「調査をお願いする世帯」に伺います。

○平成29年調査からオンライン回答(パソコン、スマートフォン、タブレット)が可能となりました。

○調査の結果は雇用政策、経済政策などの企画・立案のための基礎資料として活用されます。

○調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

秋の全国交通安全運動

9月21日(木)から30日(土)の10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまち別海町を目指しましょう。

重点項目

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 夕暮れと夜間の歩行中や自転車乗車中の交通事故防止
- 3 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



問合せ／防災交通担当（内線2117）



9月1日は「防災の日」

防災の日は、大正12年（1923年）9月1日に発生し、10万人以上の死者、行方不明者を出した「関東大震災」に由来しています。

また、この時期日本に上陸する台風も多いことから9月1日を含む1週間は「防災週間」に制定されています。

いざというときに備え、日頃から災害に対する意識を持つことが、自分や大切な家族の命を守ることにつながります。自分ができることから実践していきましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2116）

消火器や火災警報器等の不正取引にご注意を

毎年全国各地で消火器や火災警報器等の不正取引情報が多数寄せられています。

事例として、「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」
「消火器を取り替える時期ではないですか」
「お宅の消火器が点検の年だ」

などと持ちかける例が報告されています。



また、「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、住宅用火災警報器を必要数以上に取り付けて高額請求する事例も報告されています。

■消火器、火災警報器等の不正取引を防ぐポイント

- 一般家庭において消火器の設置義務はありません。
- 消防本部、消防署では消火器等のあっせんは一切行っていません。
- 住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置義務化されましたが、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。
- 取り付け場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- 台所や茶の間などには設置義務はなく、任意設置となります。



■少しでも不審に思った場合は

- 身分証明書等の提示を求める。
- はっきりと購入や点検を拒否する。
- 料金をその場で支払ったりせず、契約書にハンコを押さない。
- その場で、消防署に問い合わせる。

■もし契約書にサインしてしまったら

- 警察等に相談しクーリングオフ制度等を利用する。
- 不適正な点検や高額請求する点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出たときは、近くの警察署、消防署に通報してください。

問合せ／別海消防署予防課 TEL 75-2200